

しろがねの里訪問介護事業所運営規程

(事業目的)

第1条

訪問介護

株式会社しろがねの里が開設するしろがねの里訪問介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護事業（以下『事業』という）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

介護予防訪問介護相当サービス及び第1号訪問事業訪問型サービスA

株式会社しろがねの里が運営する、しろがねの里訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う、介護予防訪問介護相当サービス及び第1号訪問事業訪問型サービスA（以下「事業」という。）は、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要支援状態及び事業対象者になった者のうち、居宅において支援を受けるもの（以下「利用者」という）について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、介護福祉士その他政令で定める者により、心身機能の向上その他日常生活上の支援を行い、もって利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

- 2 利用者の心身機能、環境状況を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを中心としたサービス提供に努めるものとする。
- 3 サービスの提供にあたっては、①利用者の心身状況等を把握し、②個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画書を作成し、③実施状況の把握（モニタリング）を行い、④モニタリングの結果について居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者へ報告し、常にサービスの質の評価と改善にあたるものとする。
- 4 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、自立の可能性を最大限引き出すよう支援するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 しろがねの里訪問介護事業所
(2) 所在地 大田市大田町大田口985-4

(職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (介護支援専門員と兼務)

管理者は、従業者の人事管理及び業務管理を一元的に行う。ただし事業の管理上支障がない場合は、事業所又は同一敷地内にある他の事業所の職務に従事することができる。

- (2) サービス提供責任者 3名 (常勤専従 3名)

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を責務とする。

- ・事業の利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- ・サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者との連携に関すること
- ・訪問介護員の業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- ・訪問介護員に対する研修、技術指導を実施すること。

- (3) 訪問介護員 介護福祉士 9名 (常勤兼務 8名、非常勤兼務 1名)

准看護師 1名 (常勤兼務 1名)

2級ヘルパー (介護職員初任者研修)

4名 (常勤兼務 1名、非常勤兼務 3名)

1級ヘルパー (介護職員実務者研修)

2名 (常勤兼務 2名)

訪問介護員は事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。
(2) 営業時間 7:00~20:00
(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 生活援助

利用者が自力で行うことが困難な掃除、買い物、調理等についてできないところについての援助を行い、利用者が徐々にできるようになるようなサービスの提供の仕方を基本とする。

(2) 身体介護 身体介助、食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替え介助
体位交換、通院介助、その他

(3) その他（日常生活等に関する相談、助言）

2 サービス利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額とし、事業が法定代理受領
サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文
書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることと
する。

(事故発生時の対応)

第7条 訪問介護員等が、利用者に対する訪問介護サービスの提供により、事故が発生
した場合は、市町村、管理者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援
事業者又は介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

(緊急時における対応)

第8条 利用者の病状急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、利用者
の家族等へ必要な連絡・措置を講ずるとともに管理者に報告する。

2 前項の規定により報告を受けた管理者は、市町村、当該利用者に係る介護支援
事業者等関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

3 事業所は、サービスを提供するにあたり、あらかじめ利用者の心身の状況を把
握するとともに、緊急連絡網を整備する。

(通常の事業実施区域)

第9条 通常の事業実施区域は、大田市とする。

(守秘義務等)

第10条 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従事者であった者は、従事者でなくなった後においても業務上知り得た利用者及びその家族の情報を漏らしてはならない。また、その旨を従事者との雇用契約内容に記載する。
- 3 会議等において、利用者またはその家族の情報を用いる場合は、利用者または家族の同意を得ておこなう。なお、同意はあらかじめ文書により得ておくものとする。

(苦情処理等)

第11条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情処理規程を定め、苦情受付担当者を配置するなど必要な措置を講じる。

(損害賠償)

第12条 サービス提供により、利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。

(従事者の研鑽)

第13条 事業者は、利用者に対し適切なサービスが提供できるよう、訪問介護員等の勤務体制を定めるとともに、訪問介護員等の資質向上を図るために研修機会を次とおり設ける。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 採用時研修 | 採用後3ヶ月以内 |
| (2) 継続研修 | 年3回以上 |

(虐待防止に関する事項)

第14条

- 1 事業所は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携等)

第15条

事業所は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めるものとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

第16条

事業所は、適切な指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画等の策定について)

第17条

事業所は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じるものとする。

- ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修、訓練を定期的に実施する。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(身体拘束について)

第18条

事業所は、原則として利用者に身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、事前に利用者、及びその家族等に対し説明し、同意を得た上で次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがある。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行う。

- ・緊急性・・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
- ・非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止できない場合に限る。
- ・一時性・・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く。

(衛生管理等)

第19条

事業所は、事業所内での感染症の発生の予防及びまん延防止の為、次の対策を講ずる。

- ・従業者の清潔の保持、健康状態の管理を行う。
- ・事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。
- ・感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置する。
- ・感染症対策の指針を整備する。
- ・従業者に対して定期的に研修及び訓練を実施する。

(その他)

第20条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社しろがねの里と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年1月1日より施行する。

附則

この規程は、平成23年8月25日より施行する。

附則

この規定は、平成24年7月26日より施行する。

附則

この規定は、平成26年4月1日より施行する。

附則

この規定は、平成27年4月1日より施行する。

附則

この規定は、平成28年4月26日より施行する。

附則

この規定は、平成29年4月1日より施行する。

附則

この規定は、平成30年4月1日より施行する。

附則

この規定は、平成30年6月1日より施行する。

附則

この規定は、平成31年4月1日より施行する。

附則

この規定は、令和2年4月1日より施行する。

附則

この規定は、令和2年8月1日より施行する。

附則

この規定は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この規定は、令和3年8月1日より施行する。

附則

この規定は、令和4年4月1日より施行する。

附則

この規定は、令和5年3月1日より施行する。

附則

この規定は、令和6年4月1日より施行する。